



FUJIEDA SOUTH ROTARY CLUB

藤枝南ロータリークラブ会報

例 会：毎週金曜日 小杉苑 藤枝市青木2-35-30 TEL：054-641-3321
 事務局：藤枝市青木1-11-10 TEL：054-647-2300 FAX：054-647-2040
 E-mail: club1991@fujieda-rotary.org

会長：内山 淑夫 副会長：山田 壽久 幹事：竹田 敏和 副幹事：渡邊 博文

第1165回



<http://www.fujieda-rotary.org>

- ソング それでこそロータリー・おんの花嫁く丘
- ソングリーダー 藪崎 茂君

■ 会長報告

内山 淑夫君

新会員をご紹介します。今年の賀詞交歓会から中部コーポレーションの杉山茂範君が加入しました。JCで理事長の経験もあり商工会議所青年部の部長もつとめたり、今まで多くの活動をしてきた方です。当クラブにふさわしい方を迎えることが出来てほっとしています。末永くお願いしたいと思います。

さて、9日、10日の藤枝南ロータリークラブ杯サッカー大会には開会式15人、閉会式6人とたくさんの仲間が集まってくれ盛大に開催することが出来ました。ありがとうございます。多くの会員が参加するということは当クラブの事業を実感することですから、そういう意味でも意義があったと思うのです。

この大会でインパクトのある出来事がありました。私が主催者挨拶をしているときに、ほとんどの子供たちが死んだ目をしてうつむいていましたがボールを100個プレゼントすると言ったとたんに顔が持ち上がりざわめきが起きました。やっぱり100個なんですね。25周年パーティーでガバナーにポリオへの寄付の目録をお渡しするのですが、この金額もどんといきたいものです。

今年度も折り返し点を過ぎて、普通なら何やら中だるみとなるところですが、年の瀬から新年にかけて様々な行事が重なり、お陰様でたるむ余裕がないのが実情です。明日は山梨にて職業奉仕セミナーです。ロータリークラブというところはなかなかやるものだと痛感しております。

■ 理事会報告

竹田 敏和君

- ・1・2・3月のプログラムについて、承認されました。2月5日→2月3日(水)節分例会に移動になります。
- ・2015-16年度中間決算について、承認されました。
- ・節分例会について、2月3日(水)11:00~12:30 藤枝成田山で行われることが承認されました。
- ・地区補助金について、山田次年度会長年度で行われることが承認されました。
- ・2016年度米山奨学生受け入れアンケートについて、次年度は辞退することで承認されました。

■ 幹事報告

竹田 敏和君

- ・英字版ロータリアンがとどいております。
- ・静岡新聞の「この人」に藤枝南ロータリークラブ25周年記念の記事が掲載されました。

■ 出席報告

平原 望君

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
37/47 78.72%	42/46 91.30%

(1)欠席者 (事前連絡とメイクアップをどうぞ)

○朝比奈君 ○小池君 池ヶ谷君 伊藤彰君
 鈴木寿君 川口君 鈴木照君 中村君 望月君
 森竹君

■ スマイルBOX

平原 望君

- ・会員誕生日のプレゼントありがとうございます。私事ですが、1月4日に第2子(長女)が産まれました。40過ぎの妻に無理をさせましたが、母子ともに順調です。 中山 恵喜君

- ・誕生日プレゼントありがとうございます。満 64 歳になりました。村松 章隆君
- ・妻の誕生祝いありがとうございます。稲葉 俊英君
- ・結婚記念日プレゼントありがとうございます。今日は隣の部屋におります。植田 裕明君
- ・結婚記念日ありがとうございます。1/15 ですの
でいい思い出になります。内山 淑夫君

スマイル累計額 445,000円

■ 外部卓話

藤枝税務署長 伊藤 和義様

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） と国税システム

1 番号制度導入の趣旨

最初に、社会保障・税番号制度が導入された趣旨についてですが、この番号制度は、社会保障給付のために利用されるものです。

いうまでもありませんが、社会保障の給付は、真に手を差し伸べる必要のある方に対して、的確に行うことが重要です。

我が国においては、少子高齢化により高齢者の増加と労働力人口の減少が続いており、また、格差拡大への不安が高まっている現状がありますので、これまで以上に、社会保障と税を一体としてとらえ、正確な所得等の情報に基づいて、適切な社会保障給付を行っていかねばなりません。

しかしながら、「正確な所得等の情報」という点においては、現状、複数の機関に存在する個人の情報について、これが同一の情報であるということの確認を行うための基盤、インフラが存在しないため、誤った情報が、その個人の情報として把握されてしまうおそれがあります。

年金記録の管理に代表されるように、長期間にわたって個人を特定する必要がある制度については、これをいかに適正に運用していくかが課題となります。

年金記録を例にすると、現在は会社員から自営業に転じたり、結婚して名字が変わるケースでは、二重に年金番号が発行されていますが、これが持ち主の分からない記録が生まれる原因になっています。

また、日本人の氏名というのは大変複雑であります。

このため、氏名による名寄せというのは極めて困難であり、コンピューターソフトを使って解決しようとしても、技術的に不可能となっています。

例えば「わたなべ」の「なべ」は「刀にしんによう」以外にも外字が 64 種類あります。

また、「しんによう」の点一つの氏名と点二つの氏名では別の漢字と認識してしまいます。

このような状況のなかで、平成 19 年に「消えた年金問題」が発生しました。

この結果、番号によって管理しなければ問題が再発する可能性があるということで、番号制への国民の理解が進み、番号制度の導入の背中を押すこととなりました。

また、東日本大震災を受けて、災害対策も利用分野に加えられることになりました。

以上、ご説明したとおり、番号制度は、いわゆる社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される社会基盤（インフラ）だということです。

2 番号制度でできること

次に、番号制度で何ができるようになるかですが、ご承知のとおり、番号制度で付番される番号には、「法人番号」と「個人番号」があります。

「法人番号」は、個人番号と異なり、利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして官民間問わず、幅広い分野で利用・活用されることとなります。

そして、住民票を有する全員に付番される「個人番号」は、国や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の 3 つの分野のうち、法律か自治体の条例で定められた手続でのみ使用されます。

今日は、皆さんにとって、より身近な「個人番号」について説明します。

これまで、国や地方公共団体等は、それぞれ個人情報を分散して管理してきましたが、番号制度による「個人番号」は、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役割を果たします。

現在の予定では、まず、平成 29 年 1 月に、国の機関どおしで情報連携を開始し、29 年 7 月には、地方公共団体等も含めた情報連携である、情報提

供ネットワークシステムを開始する予定です。

これによって、国や地方公共団体等における情報連携が可能になり、様々なメリットをもたらします。

具体的なメリットとして挙げられるのが、「公平・公正な社会の実現」、「国民の利便性の向上」そして、「行政の効率化」です。

「公平・公正な社会の実現」としては、国民の所得状況等が把握されやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給を防止し、本当に困っている方へのきめ細やかな支援が可能になります。

「国民の利便性の向上」として挙げられるのは、社会保障や税に関する各種申請で、書類の添付が減ることです。この点については後ほど詳しくご説明します。

また、「行政の効率化」としては、国や地方公共団体等における情報連携が可能になることで、各機関での作業の無駄がなくなり、行政手続が、正確かつスムーズになりますし、災害時の行政支援においても、被災者台帳の作成等に活用されることとなります。

「個人番号」は、先ほど説明しましたように、国や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の3つの分野のうち、法律か自治体の条例で定められた手続でのみ使用されます。

番号制度の利用が開始されたこの1月以降、雇用保険、医療保険、福祉の給付や税の手続などで、申請書等に個人番号の記載が求められます。

個人番号は、皆さんの生活の様々な場面で使用することになります。

資料1 ページ

- ① 児童手当の毎年の現況届の際に「市区町村」へ個人番号を提示
- ② 厚生年金の裁定請求の際に年金事務所に個人番号を提示
- ③ 証券取引や保険に入っている人が、配当や保険金を受け取る際、証券会社や保険会社に個人番号を提示し、金融機関が法定調書に記載
- ④ 従業員として雇用されている人が、勤務先に個人番号を提示し、勤務先が源泉徴収票に記載

といった場面で個人番号を使用することになります。

特に、④については、従業員を雇用しているすべての民間事業者に関係します。

便利さを実感できるのは、各種の手続時といえます。

番号制度の具体的なメリットの一つ、「国民の利便性の向上」で説明した、社会保障や税に関する各種申請時の「添付書類の省略」です。

先ほど説明しました、情報提供ネットワークシステムを活用した、国や地方公共団体等の各機関の情報連携が始まる平成29年7月からは、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が不要になるなど、面倒な手続が緩和されます。

資料2 ページ

年金受給開始を例に説明しますと、現在は、市役所、税務署など複数の機関を回り、納税証明書や住民票などの書類を手に入れてから、年金事務所の手続をする必要がありますが、年金事務所に納税証明などを提出せずに、番号付きで申請すれば手続は終了になります。

また、医療費の自己負担額が上限を超えた場合に払い戻しが受けられる「高額医療費制度」申請時も、所得証明書を取り寄せる必要がなくなり、加入する保険に個人番号を伝えれば、手続は完了になります。

さらに、引っ越しの際の転出・転入の手続をワンストップでできるようになったり、児童扶養手当の支給申請時に所得証明や住民票の添付が不要になります。

税の分野においても、確定申告において、住宅借入金等特別控除を適用する際に添付することとされている住民票の写しが不要になります。

また、災害時には被災者台帳作成に活用され、罹災証明交付など行政支援が迅速になります。

このように添付書類を省略できるのは、行政側では情報提供ネットワークシステムを経由して、前の住所地の自治体や日本年金機構から所得情報や年金情報を提供してもらうことができるからです。

その時に、申請者の情報を確実に特定するのが個人番号なのです。

3 安心できる番号制度の構築

このように個人番号の利用が拡大していくと、個人情報の保護は大丈夫だろうか心配になる方もいらっしゃるかと思います。

今日、皆さんに最も説明したい点です。

資料3 ページ

番号制度では、個人情報に関して、制度・システムの両面から、様々な策を講じて、安心・安全を確保しています。

日本は、番号制度を主要先進国の中で最後に導入しており、他の国の失敗も見ているので、それも踏まえてルール作りをしています。

懸念として挙げられるのが、番号制度を導入することで、

- ・ 個人情報が外部に漏れないか
 - ・ 他人の個人番号で「成りすまし」が起こるのではないか
 - ・ 政府などが国民の情報を一元管理し、それを勝手に使い、プライバシーを侵害しないか
- といった点だと思います。

まず、「成りすまし」に関してですが、諸外国で「成りすまし」が起きる理由は、その番号が本人のものであるかどうか確認せずに使っているからです。

そこで我が国では、個人番号を提供するときは、その手続を行っている者が、その番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）と番号が正しいかの確認（番号確認）を厳格に行うよう規定しています。

次に、個人情報の漏えいや情報の一元管理に関する懸念ですが、まず、システム面の保護措置について説明します。

資料4 ページ

番号制度では、システム上の保護措置として、個人情報を一元化する方法ではなく、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理して、必要な情報は、個人番号をキーにしてやりとりするネットワークが出来上がります。

また、この行政機関の間で情報のやりとりをするときも、個人番号を直接使わず暗号化した符号を利用するほか、システムにアクセスできる人を制限して、通信も暗号化して行います。

さらに、制度面においては、個人情報保護の措置を講じています。

具体的には、法律に定めがある場合を除き、個人番号を含む個人情報の収集・保管を禁止しているほか、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督を行いますし、法律違反の場合の罰則も重くなっています。

また、番号制度では、平成29年1月から、自分の個人番号を含む個人情報を、いつ、だれが、なぜ、照会し、どの情報を提供したのか確認できる個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）が稼働する予定です。

紙で保存されているものは、コピーや盗み見されても記録は残りませんが、番号制度では、このマイナポータルにより、関連の情報を、どの役所が、いつ、だれとやりとりしたかを番号の主に知らせることができますので、これまでより安心できる制度だといえます。

4 国税関係のシステム

では、今回のテーマである、国税のシステムはどうかというところを説明します。

資料5 ページ

図の真ん中が国税庁のシステムです。

そして、左側の上の図が地方公共団体情報システム機構で、国税庁と個人番号等の連絡をします。

左側の下の図は法務省で、法人登録情報の連絡を国税庁が受けます。

そして、図の下の納税者は、申告書等を、インターネットを通じたe-Taxや紙で税務署に提出することを図にしています。

国税の組織においては、納税者管理情報を扱っているKSKシステムと電子申告データを扱っているe-Taxの2つのシステムを使って、職員が業務の処理を行っています。

番号制度の導入後は、個人番号の確認などを行う「公共番号管理システム」と法人番号の付番などを行う「法人番号システム」を新たに構築して、地方公共団体情報システム機構や法務省とデータのやりとりを行うこととなりますが、これらのシステムは、外部とは遮断された専用回線となっていて、通信も暗号化されています。この図でいうところの緑の線のところです。

また、局署で職員が行っている業務用パソコン、

図の右側上の「業務用パソコン」ですが、このパソコンのネットワークについても、「共通番号管理システム」と同様に、外部とは遮断された専用回線となっていて、通信も暗号化されています。右側の緑の線のところです。

税務署において職員が、納税者情報などに基づいて業務処理を行う際には、この専用回線でつながった業務用パソコンでしか処理できないシステムになっています。

職員は情報収集のために、もちろんインターネットも使用しますが、インターネット閲覧用パソコン、図の右側下の「インターネット用パソコン」は、業務用パソコンとネットワークが「完全に分離」しています。

つまり、納税者情報を扱っている職員の業務用パソコンは、インターネットでつながれた外部とのネットワークからは、完全に遮断されています。

このため、外部からの不正アクセスを受けることはありませんから、納税者情報の流出は防止されています。

皆さんは、昨年6月に起きた、日本年金機構の情報流出と同じことが起きないかを心配されると思いますが、この情報流失の原因の一つは、業務用パソコンがインターネット接続環境下に設置されていたことにあります。

しかし、今お話ししましたように、国税のシステムでは、番号制度導入前から、インターネット環境とは完全に分離した状態で業務を行っていますので、外部からの不正アクセスを受けることはありませんし、納税者情報の流出も防止されています。

5 最後に

最後に、国税庁ホームページでは、番号制度の概要やよくある質問などを掲載したサイトを公開していますので、是非活用してください。

本日は、マイナンバー制度と国税システムの関連性、特に、国税のシステム上における納税者情報の保護に関して、短い時間でしたが、概要を説明させていただきました。

つたない説明でしたが、参考にしていただければと思います。



健康のためにしていることは一切ありません。身体を気遣わないことが健康に繋がっているように思います。これじゃあダメだと分かっていますが…。

■ 入会式



本日、杉山君が入会されました。



氏名 すぎやま しげのり 杉山 茂範

勤務先 (株)チューブコーポレーション

役職 代表取締役

勤務先住所 藤枝市兵太夫 673-2

この度、藤枝南ロータリークラブに入会させていただきました(株)チューブコーポレーション 杉山茂範です。藤枝市兵太夫で産業用・業務用ボイラの販売・修理・メンテナンス・及び付帯工事をしています。

以前よりお誘いをいただいていたのですが、「ロータリークラブは自分ごときはまだまだ時期尚早、いずれ力がついたら。」と考えていました。未だ自分はそのレベルにはありませんが、様々な活動によって立派な先輩方から刺激をいただき、自分を高め、そして会社へフィードバック、さらには社会貢献へと繋げていけたらと考えています。

まだまだ未熟者ですが、宜しくお願い致します。

藤枝南ロータリークラブ杯サッカー大会

開会式：1月9日（土）
閉会式：1月10日（日）



1月のお祝い
おめでとうございます！



例会プログラム

例会日	クラブ行事	摘要
1/22(金) 第 1166 回	五大奉仕委員長 下期方針説明	
1/29(金) 第 1167 回	健康セミナー②	
2/5(金) 第 1168 回	節分例会 2/3 に変更	
2/12(金) 第 1169 回	国際奉仕委員会 担当	理事会

(担当／渡邊芳君)